

健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件				
				中小規模法人部門				
				小規模法人特例				
1. 経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須				
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須				
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須				
3. 制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	ブライイト500・ネクストブライイト1000は左記①～⑮のうち13項目以上	必須	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上		
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)				④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記①～③のうち2項目以上
			②受診勧奨の取り組み					
	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施							
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み		左記④～⑦のうち1項目以上			
		ワークライフバランスの推進	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み					
		職場の活性化	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み(⑬以外)					
		仕事と治療の両立支援						
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み		左記⑧～⑮のうち4項目以上	左記⑧～⑮のうち3項目以上		
			⑨食生活の改善に向けた取り組み					
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み					
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み					
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み					
⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み								
⑭感染症予防対策		⑮喫煙率低下に向けた取り組み						
喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須						
4. 評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須				
5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※誓約事項参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須				